

令和3年（行ウ）第15号 怠る事実の違法確認請求等住民訴訟事件

原告 金城 ミツ子 外7名

被告 沖縄県知事玉城康裕

補助参加人 一般財団法人沖縄美ら島財団

第1 準備書面

令和4年1月11日

那覇地方裁判所 民事第2部 御中

補助参加人訴訟代理人

弁護士 与 世 田 兼



同 徳 本 和



同 秋 満 毅 一 郎



第1 認否について

1 請求の原因1項の主張中

(1) の原告らが「令和3年6月4日沖縄県監査委員に対し、沖縄県職員措置請求（住民監査請求）を行い、沖縄県監査委員は令和3年7月16日、同監査請求を却下し、各原告に通知した」事実を認め、その余は不知乃至争う。

(2) は争わない。

(3) の「補助参加人が首里城の公園の指定管理者に指定され、平成31年2月当時から施設の運営管理業務を行っている」ことは認める。

2 同2項の主張についての認否は、被告沖縄県の答弁内容と同じであるので、被告答弁（被告答弁書2頁2項の(1)～(3)）をすべて援用する。

3 同3項の主張中

- (1) は、争う。なお、追って補助参加人の主張及び反論を明らかにする。
- (2) は、争う。なお、追って補助参加人の主張及び反論を明らかにする。
- (3) は、争う。
- (4) の主張中、「鎮火が確認されたのは午後1時30分」であることは認め、その余は争う。
- (5) の主張については、被告沖縄県の答弁内容と同じであるので、被告答弁（被告答弁書6頁）をすべて援用する。

4 同4項の主張中

- (1) の那覇市消防局が取りまとめた調査報告書の引用部分については、正確な引用であるものについては認め、その余は争う。
- (2) は、争う。
- (3) の主張についての認否は、被告沖縄県の答弁内容と同じであるので、被告答弁（被告答弁書8頁）をすべて援用する。
- (4) の認否は、被告沖縄県の答弁内容と同じであるので、被告答弁（被告答弁書8頁）をすべて援用する。
- (5) の主張は、争う。
- (6) は、否認乃至争う。
- (7) は、否認乃至争う。
- (8) は、否認乃至争う。

5 同5項の主張中、

- (1) の認否については、被告沖縄県の答弁内容と同じであるので、被告答弁（被告答弁書12）をすべて援用する。
- (2) は否認乃至争う。
- (3) は争う。
- (4) は否認乃至争う。
- (5) は、否認乃至争う。

6 同6項の主張中、

- (1) の認否については、被告沖縄県の答弁内容と同じであるので、被告答弁（被告答弁書13頁～14頁）をすべて援用する。
- (2) についての認否は、被告沖縄県の答弁内容と同じであるので、被告答弁（被告答弁書14頁）をすべて援用する。
- (3) は争う。

7 同7項の主張中、

- (1) の原告主張の最高裁判例の存すること、判示要旨及び、沖縄県監査委員の監査結果の内容については認め、その余は争う。
- (2) のア及びイの主張は、争う。

8 同8項は、争う。

第2 補助参加人の主張及び反論について

1 被告の主張について

補助参加人は、被告答弁書第3記載の「被告の主張」については、全部援用する。

2 補助参加人の主張及び反論について

追って、本件事案についての補助参加人主張及び反論を明らかにする予定である。

以 上